

参考

「水防災意識社会 再構築ビジョン」に基づく
五ヶ瀬川圏域の減災に係る取組方針

「教訓に学び地域で備える
～みんなでまもるプロジェクト～」

令和4年3月25日

五ヶ瀬川水系等浸水被害及び土砂災害軽減対策協議会

五ヶ瀬川圏域の減災に係る取組方針

目 次

1. はじめに	1
2. 本協議会の構成員	3
3. 五ヶ瀬川水系等の概要と主な課題	4
4. 過去 5 年年の取組状況	7
5. 減災のための目標	8
6. 概ね 5 年間で実施する取組	9
7. フォローアップ	13

1. はじめに

五ヶ瀬川は、上流の急峻な高千穂渓谷を流下しながら支流を合わせ延岡平野に入り、大瀬川を分派後、延岡市街地を貫流し河口付近にて祝子川、北川を合わせて日向灘に注ぐ、複雑な河川形態をなしており、洪水発生時には、洪水が一気に延岡平野に流れ込む地形特性を有している。

流域には、河川沿いのわずかな低平地に住家や市役所、防災施設等の公共施設、世界的シェアを誇る化学工業等の大規模工場が立地し、流域内の人口も、そのほとんどが五ヶ瀬川下流域の延岡市街部に集中している。また、五ヶ瀬川を渡河する国道 10 号や JR 日豊本線は東九州を南北に縦断する物流の重要な幹線ルートであり、東九州自動車道の整備により、東九州の交通網の重要な拠点として流域の社会経済の基盤をなしている。ひとたび洪水氾濫が起こると、延岡市街部の大部分が浸水するだけではなく、物流や企業活動が停止する等の社会経済活動に甚大な影響を及ぼすことがある。

五ヶ瀬川では、平成 5 年、平成 9 年、平成 17 年と洪水被害を受けているが、特に、平成 17 年 9 月台風第 14 号では、五ヶ瀬川からの越水や中小河川の氾濫により、浸水面積 4.3km²、浸水家屋約 1,700 戸という甚大な洪水被害が生じた。この被害を受けて、「五ヶ瀬川激甚災害対策特別緊急事業」が採択され、延岡市・宮崎県・国土交通省では「みずからまもるプロジェクト」を発足させ、効果的・効率的な減災のための河川改修(ハード対策)とともに地域と連携した災害に強い地域づくり(ソフト対策)を進めてきた。一方で、平成 17 年 9 月台風第 14 号以降大きな洪水が発生していないことから、水害の記憶の風化や的確な避難行動をとるための教訓の伝承ができていないことも懸念されていた。

平成 27 年 9 月関東・東北豪雨では、利根川水系鬼怒川で堤防が決壊するなどにより、氾濫流による家屋の倒壊・流失や広範囲かつ長時間の浸水が発生した。また、これらに避難の遅れも加わり、近年の水害では類を見ないほどの多数の孤立者が発生した。

このような背景を踏まえ、延岡市、宮崎県、宮崎地方気象台、国土交通省延岡河川国道事務所は、「五ヶ瀬川水系浸水被害軽減対策協議会」において、平成 17 年 9 月台風第 14 号以降の取組を検証し、平成 27 年 9 月関東・東北豪雨のような大規模な水害が発生することを前提とした減災目標を地域と共有し、住民や企業等と連携した減災への取組を国管理河川を中心に進めてきた。

協議会では、平成 28 年度に施設能力を上回る大規模水害に備え、住民をはじめ企業みずからが減災意識を持ち「地域ぐるみで被害の最小化」、企業等の早期の経済活動再開に向けた「速やかな社会システムの回復」を目標に、協議会の構成機関が概ね 5 年間で計画的、一体的に取り組む事項を「五ヶ瀬川の減災に係る取組方針」としてとりまとめ、この方針に基づき、住民や企業、市・県・国が連携して「市民力、地域力アップで、のべおか防災・減災まちづくり」を目指して「教訓に学び地域で備える～みんなでまもるプロジェクト～」として取組を推進してきた

このような中、平成 28 年 8 月、台風第 10 号等の一連の台風による北海道・東北地方の豪雨で中小河川の氾濫が発生し、逃げ遅れによる多数の死者や甚大な経済被害が発生した。この災害を受け、「水防災意識社会」の再構築に向けた緊急行動計画がとりまとめられ、中小河川においても「水防災意識社会」の再構築のための取組を緊急的かつ強力に推進することとなった。

これを受け、協議会では、県管理河川となる高千穂町・日之影町・五ヶ瀬町を加え、土砂災害も対象とした「五ヶ瀬川水系等浸水被害及び土砂災害軽減対策協議会」(以下、「本協議会」という。)を平成 29 年 6 月 1 日に再編成し、同年 12 月 21 日に取組方針を改正した。

この間にも平成 29 年 7 月、九州北部豪雨では、福岡県朝倉市内で最大時間雨量 124mm を記録し、福岡県・大分県内で 300 件を超える土砂災害が発生した。

さらに、平成 30 年 7 月豪雨では岡山県倉敷市を流れる高梁川水系小田川で堤防が決壊により、氾濫流による家屋の倒壊・流失や広範囲かつ長時間の浸水が発生した。各地で大水害が発生していることを受け、「施設では防ぎきれない大洪水は必ず発生するもの」へ意識を変革し、社会全体で洪水に備える「水防災意識社会」を再構築する取組をさらに充実し加速するため、2020 年度目途に取り組むべき緊急行動計画を改定した(平成 31 年 1 月 29 日)。具体的には、人的被害のみならず経済被害を軽減させるための多くの主体の事前の備えと連携の強化、災害時に実際に行動する主体である住民の取組強化、洪水のみならず土砂・高潮・内水、さらにそれらの複合的な災害への対策強化等の観点により、緊急行動計画の取組が拡充された。

さらに、令和元年 8 月出水では、工場から油が流出する被害、令和 2 年 7 月豪雨では九州内一級水系のうち 10 水系で氾濫危険水位を超過し、4 河川で氾濫の発生が生じた。特に、球磨村渡地区や人吉市街地では甚大な被害が発生した。令和 3 年 7 月の大雨では、静岡県熱海市で土砂災害、佐賀県武雄市の六角川の越水により浸水被害が生じた。

今後、本協議会の各構成員は、本取組方針に基づき、連携・協力して減災対策に取り組み、本協議会を毎年出水期前に開催して、取組の進捗状況を確認するとともに、必要に応じて取組方針の見直しを行う。また、実施した取組についても訓練等を通じて習熟、改善を図る等、継続的なフォローアップを行うこととする。

なお、本取組方針は、本協議会規約第 5 条に基づき作成したものである。

※)「みずからまもる」とは、自らを守る「自らまもる」と水を治める「水からまもる」を併せて被害軽減に努めるということ

2. 本協議会の構成員

本協議会の構成員とそれぞれの構成員が所属する機関(以下「構成機関」という。)は、以下のとおりである。

五ヶ瀬川水系等浸水被害及び土砂災害軽減対策幹事会 委員名簿

機 関 名	所 属 等	備 考
延岡市	総務部 危機管理課長	
	農林水産部 総合農政課長	
	農林水産部 林務課長	
	都市建設部長	
	都市建設部 土木課長	
	都市建設部 都市計画課長	
	都市建設部 建築指導課長	
	上下水道局 下水道課長	
	消防本部 警防課長	
高千穂町	総務課長	
	建設課長	
日之影町	総務課長	
	建設課長	
五ヶ瀬町	総務課長	
	建設課長	
山都町	総務課長	
	建設課長	
高森町	総務課長	
	建設課長	
佐伯市	防災危機管理課長	
	建設課長	
宮崎県 総務部	危機管理局 危機管理課長補佐	
宮崎県 県土整備部	河川課長補佐	
	砂防課長補佐	
延岡土木事務所	次長(技術担当)	
	用地課長	
	河川砂防課長	
西臼杵支庁	土木課長	

熊本県 知事公室	危機管理防災課長補佐	
熊本県 土木部	河川課長補佐	
阿蘇地域振興局	維持管理調整課長	
	工務課長	
上益城地域振興局	維持管理調整課長	
大分県 土木建築部	河川課主幹	
大分県 生活環境部	防災対策企画課課長補佐	
大分県 佐伯土木事務所	次長	
九州電力株式会社	宮崎支店 日向土木保修所長	
気象庁 宮崎地方気象台	防災管理官	
延岡河川国道事務所	副所長	
	工務第一課長	
	河川管理課長	
	調査第一課長	
	延岡出張所長	
アドバイザー	宮崎大学名誉教授	杉尾 哲
	宮崎大学教授	村上 啓介
事務局	延岡土木事務所	
	延岡河川国道事務所	

※規約第3条3項に基づく

3. 五ヶ瀬川水系等の概要と主な課題

3. 1 五ヶ瀬川水系の地形特性、降雨特性

五ヶ瀬川は、下流部の延岡平野に至るまで急峻な渓谷（山地部の河床勾配1/100）をなし、上流の高千穂渓谷を流下しつつ支流を合わせ延岡平野に入り、大瀬川を分派後、延岡市街地を貫流し河口付近にて祝子川、北川を合わせ、日向灘に注ぐ、複雑な河川形態を有する。また、延岡平野は、三河川によって堆積した扇状地性三角州で、規模は小さく丘陵や河川に分断されているため、洪水流が平野部に集中しやすく、河川水位が堤防を越えた場合や堤防が決壊した場合には氾濫流が背後地の低平地に広く拡散していく。

さらに、中・上流域にあたる県管理河川の大部分は山地で、急峻な渓谷をなしており、台風や集中豪雨などの洪水被害を受けやすい地形となっており、さらに、土砂災害も発生しやすい地形となっている。

五ヶ瀬川流域は、8～9月期の降水量が多く、年間平均雨量は2,500mmに達し、全国平均を約700mm程度上回る多雨地域である。過去の主な洪水も台風に起因したものが多め、近年では、平成5年、平成9年、平成17年と大きな洪水被害や土砂災害を受けている。

3. 2 五ヶ瀬川圏域の社会経済等の状況

五ヶ瀬川圏域の下流部にあたる延岡平野は、河川沿いのわずかな低平地に住家や市役所、防災施設等の公共施設、世界的なシェアを誇る化学工業等の大規模工場が立地するなど、流域の社会・経済の基盤をなしている。

また、五ヶ瀬川を渡河する国道10号やJR日豊本線が南北に縦断し、物流の重要な幹線ルートとなっている。平成28年4月には東九州自動車道が北九州から宮崎までの区間で開通したことにより、観光客が更に増加すると見込まれる地域である。

さらに、この圏域の中～上流部は、複雑な地形地質と豊かな自然環境を有し、自然・文化を活かした農林業や観光産業が盛んである。それら貴重な自然と人との共生が評価され、平成27年12月に「世界農業遺産」に認定されたほか、平成29年7月に「ユネスコエコパーク」に登録された。高千穂町は県内で観光客が最も多い観光地となっているが、今後更に増加すると見込まれる。

浸水想定では、延岡市街部の9割が五ヶ瀬川・大瀬川等の氾濫により浸水し、あわせて主要幹線道路が浸水することで、物流機能の停止や多数の避難所、要配慮者等が利用する施設等の孤立が発生するおそれがあり、中～上流部においても、山地に囲まれた河川沿いにある居住地域で、河川の氾濫により家屋が浸水するなど、深刻な被害を生じる恐れがある。

3. 3 河川改修の状況

五ヶ瀬川は、昭和 7 年から河川改修が始まり、昭和 26 年に直轄編入され、延岡市街部の引堤工事や高潮堤防の整備を進めてきた。平成 17 年 9 月台風第 14 号の水害では、再発防止を目的とした河川改修(激特事業)により、五ヶ瀬川・大瀬川の分離対策、堤防整備や河道掘削等が進められ、現在の国管理河川の堤防整備率(完成堤)は約 98%となっている。

県管理河川のうち、一級河川では、主に五ヶ瀬川下流部の延岡市で、平成 5 年 8 月台風第 7 号の水害により、平成 12 年から土地利用一体型水防災事業による輪中堤整備や宅地嵩上げを進めており、祝子川では、平成 9 年 9 月台風第 19 号の水害により、平成 17 年度から広域河川改修事業による堤防整備や河道掘削等が進められている。また、北川では、平成 9 年 9 月台風第 19 号の水害による激特事業で堤防整備や河道掘削など整備が完了し、さらに、平成 15 年からは、土地利用一体型水防災事業による宅地嵩上げを進めている。

また、二級河川では、主に沖田川で、昭和 38 年 9 月の水害を契機に河川改修が進められ、沖田ダムが平成 14 年に完成しており、その他の県管理河川においても、局部的な護岸整備や、河道内の堆積土砂の除去、立木の伐採など河道内の適切な維持管理を行っている。

3. 4 平成 17 年 9 月台風第 14 号による水害及び土砂災害の概要

平成 17 年 9 月台風第 14 号では、五ヶ瀬川中流域の広い範囲で累加降雨量が 1,200mm を超える降雨を記録し、下流部に位置する延岡市では各水位観測所で既往最高水位を観測した。五ヶ瀬川の松山水位観測所では 6 日 10 時過ぎから 17 時前にかけて水位が計画高水位を超えた。延岡市では 5 日 23 時 30 分に避難勧告が、また 6 日 8 時 30 分に避難指示が五ヶ瀬川、大瀬川流域を対象に発令され、延岡市街部において 5 ヶ所で堤防を越水するとともに、中小河川の氾濫により約 1,700 戸の家屋が浸水するなど甚大な被害が生じた。

また、五ヶ瀬川の中流部にある日之影町では、6 日 10 時 50 分に日之影大橋水位観測所の計測最大値 9.88m を超過し計測不能となった。役場や周辺家屋をはじめとする浸水被害と、町内各地で発生した土砂災害により、全半壊住宅 52 棟、床上・床下浸水 88 戸、134 世帯 277 人が生活の拠点を失った。

さらに、五ヶ瀬町でも、役場地下や周辺家屋など浸水戸数 8 戸の被害が発生、また、土砂災害により教職員住宅や倉庫など 5 戸が全半壊した。

3. 5 平成 17 年 9 月台風第 14 号の課題

平成 17 年 9 月台風第 14 号では、水害に対する防災施設整備の必要性や、避難勧告や避難指示の発令等の避難に結びつく防災情報の内容や伝達方法、日頃からの水害リスクの把握と住民への周知、行政や住民の危機意識の持続、想定を上回るような大規模災害への対応等、数多くの課題が提起された。

(1) 県内市町村の防災担当者を対象とした、防災情報の伝達と防災体制に関するアンケート調査結果に見る課題

- 避難勧告や避難指示を発令する際の客観的な基準を持たない自治体が多かった。
- 水害リスクの高い箇所の住民への周知やハザードマップの認知と利用の割合が低く、行政と住民との間の防災情報の共有が十分ではなかった。

(2) 浸水地区住民を対象とした、避難に関するアンケート調査結果に見る課題

延岡市では、流域住民約 33,600 世帯、79,000 人に避難勧告を発令したほか、31,700 世帯、74,000 人を対象に避難指示を発令した。

これらの避難に関する情報は、区長への電話連絡をはじめ、広報車や消防団車両による広報、ケーブルテレビの文字放送や市ホームページ、テレビ・ラジオなどを活用し、可能な限りの手段で伝達をおこなったが、実際に避難した住民の数は 5,825 人であった。また、避難勧告を発令したにも関わらず、避難が遅れてしまいボート等で 136 人が救助された。これら浸水地区住民を対象にしたアンケート調査結果から見えた課題としては、以下のとおり。

- これまで大規模な水害、避難を経験しておらず、水害に関する知識も十分でなかった。
- 避難指示が発令されても避難をせず家にとどまるなど、各自の判断を優先する住民が多くいた。
- 避難判断の遅れから避難経路が水没し、避難時に危険を感じた住民が多かった。
- ハザードマップを認知している住民が少なく、防災情報が活用されていなかった。

4. 過去 5 年の取組状況

五ヶ瀬川水系では、平成 17 年 9 月台風第 14 号の水害を契機に、「五ヶ瀬川水系浸水被害軽減対策協議会」を組織し「みずからまもるプロジェクト」としてソフト対策に取り組んできた。

また、国管理河川に県管理河川及び土砂災害を含めた「五ヶ瀬川水系等浸水被害及び土砂災害軽減対策」として、平成 17 年 9 月台風第 14 号を超える大規模災害に備え、自主防災組織や消防団、企業との連携など地域ぐるみで取り組む「みんなでまもるプロジェクト」に発展させ、住民や企業、市・県・国が連携して「市民力、地域力アップで、のべおか防災・減災まちづくり」を進め、令和 2 年度まで危機管理型のハード対策を概ね完了し、避難・水防対策などのソフト対策についても取組が充実してきた。

令和 3 年度以降は、避難・水防対策の更なる充実を図り、以下の取組を継続的に実施する。

表 協議会の経緯

実施日	協議会名
平成 28 年 3 月 25 日	第1回 五ヶ瀬川水系等浸水被害軽減対策協議会
平成 28 年 7 月 29 日	第2回 五ヶ瀬川水系等浸水被害軽減対策協議会
平成 29 年 6 月 1 日	第3回 五ヶ瀬川水系等浸水被害及び土砂災害軽減対策協議会
平成 29 年 12 月 21 日	第4回 五ヶ瀬川水系等浸水被害及び土砂災害軽減対策協議会
平成 30 年 6 月 25 日	第5回 五ヶ瀬川水系等浸水被害及び土砂災害軽減対策協議会
令和元 年 6 月 24 日	第6回 五ヶ瀬川水系等浸水被害及び土砂災害軽減対策協議会
令和 2 年 7 月 6 日	第7回 五ヶ瀬川水系等浸水被害及び土砂災害軽減対策協議会
令和 3 年 3 月 25 日	第8回 五ヶ瀬川水系等浸水被害及び土砂災害軽減対策協議会

5. 減災のための目標

5. 1 五ヶ瀬川圏域における目標

【概ね5年間で達成すべき目標】

近年の局地化・激甚化・集中化する降雨状況を踏まえて、平成17年9月台風第14号水害を超える大規模水害は起こり得るとの認識のもと、迅速かつ安全な避難、的確な水防活動及び速やかな社会システムの回復及び水防災教育等の推進を図ることで、各構成員が連携して達成すべき減災目標を以下のとおりとした。

○五ヶ瀬川圏域の大規模水害及び土砂災害に対し、「安全な場所への確実な避難」、「地域ぐるみで被害の最小化」、「速やかな社会システムの回復」を目指す。

※ 大規模水害……………施設の能力を上回る洪水時の氾濫による被害

※ 社会システムの回復……………大規模水害による社会経済被害を軽減し、早期に再開できる状態

5. 2 目標達成に向けた3本柱の取組

令和2年度まで危機管理型のハード対策を概ね完了し、避難・水防対策などのソフト対策についても取組が充実してきた。

令和3年度以降は、避難・水防対策の更なる充実を図り、以下の①から③の3つの取組を重点的に実施することとする。なお、その他の取組についても継続的に実施する。

- ① 水害リスク空白域の解消
- ② ハザードマップの周知および住民の水害リスクに対する理解促進
- ③ 要配慮者利用施設における避難確保計画の作成促進と避難の実効性確保

※その他の取組も継続的に実施

(水害BCPの促進、防災体制強化、浸水被害軽減地区の指定促進、多機関連携型タイムラインの運用、情報伝達・情報共有・情報提供、広域避難、防災意識の醸成、リスク共有、インフラ機能回復、避難行動、水防活動、排水活動に資する基盤整備 等)

6. 概ね5年間で実施する取組

氾濫や土砂災害が発生することを前提として、社会全体で常にこれに備える「水防災意識社会」を再構築することを目的に、各参加機関が取り組む主な内容は、次のとおりである。

(1) 水害リスク空白域の解消

洪水予報河川及び水位周知河川以外の法河川(いわゆる「その他河川」)における浸水想定区域の指定が水防法改正により義務化されることを踏まえて、その指定を2025年度までに完了させる。

あわせて、指定された浸水想定区域を、市町村が作成するハザードマップに反映させる。

① 洪水氾濫シミュレーションの作成

- ・想定し得る最大規模の降雨を対象とした洪水氾濫シミュレーションの作成・公表

② 洪水浸水想定区域図の策定・公表

- ・想定し得る最大規模の降雨を対象とした洪水浸水想定区域図等の策定・公表

(2) ハザードマップの周知および住民の水害リスクに対する理解促進の取組

一人でも多くの方が円滑に避難できるように、住民等が災害リスクを実感し、避難意識を向上させるよう、リスクコミュニケーションを強化する。

① ハザードマップの作成

- ・ハザードマップの作成や訓練等への活用に関する情報提供及び避難計画等を反映した洪水及び土砂災害ハザードマップの策定・周知
- ・平時からの水防災意識の向上を図るためのまるごとまちごとハザードマップの整備

② 水害リスク・ハザードマップの周知

- ・防災組織、自治会、学校教育機関、企業、福祉施設等を対象とした防災意識調査を踏まえた防災訓練、防災教育等の推進
- ・各地域の連携強化のために、地域防災マップ作成の出前講座を開講
- ・水位周知河川等の指定について検討・調整や簡易な方法を活用した情報提供など水害や土砂災害の危険性の周知促進
- ・浸水実績や土砂災害実績等の情報共有及び住民等への周知
- ・多数の住民(観光客等)が利用する場所等への洪水ハザードマップの掲示、外国人向けの多言語での防災情報提供の検討
- ・企業で働く人々の家族・地域を守るための、企業向け水防災啓発活動の取組支援

③ 避難行動の周知

- ・災害時の円滑な避難行動のためのまちごとハザードマップや地域防災マップを活用した避難訓練、勉強会の実施
- ・自ら判断して避難できる人材育成を目的とした学校、自治会、自主防災組織等への水防災教育の推進

④ 実効性を高める訓練、研修会の実施

- ・地域で生活する外国人を含めた災害時の安全確保のための防災訓練の実施
- ・災害時に地域の社会経済システムを迅速に回復するために、関係機関と地域企業が連携した水防訓練を実施
- ・地域の社会経済活動を継続するため、地域防災の主体となる自主防災組織と地域企業を軸にした防災訓練実施の取組支援
- ・災害時の円滑な防災対応のため、自主防災組織が主体となる防災訓練実施の取組支援
- ・緊急時の的確な対応を行うため、地元消防団及び自主防災組織、防災士が DIG・HUG 等を継続訓練
- ・防災意識の啓発を目的とした防災研修会やワークショップ等の開催

⑤ 人材育成の取組

- ・災害時の円滑な防災対応のため、災害ボランティアリーダー養成講座の開講及び災害ボランティアネットワークの体制強化

⑥ 避難指示の検討

- ・地域防災計画における避難勧告等発令基準の妥当性の検討

(3)要配慮者利用施設における避難確保計画の作成促進と避難の実効性確保

これまでの豪雨で多くの命が失われた避難行動要支援者に関する対策を強化し、個別避難計画の作成を支援するなど、より多くの避難行動要支援者が難を避けられるように対策の強化を図る。

① 避難体制、避難方法の周知

- ・要配慮者等を対象にした避難体制の確立及び避難方法の周知

② 避難確保計画、個別避難計画、避難訓練

- ・法律で義務化された要配慮者利用施設における避難確保計画の策定促進、個別避難計画の作成及び避難訓練等の支援

③ 避難所及び避難路の整備

- ・災害時における逃げ遅れをなくすため、要配慮者の災害対応能力を考慮した避難所及び避難路等の整備、避難所等の確保及び環境改善の推進
- ・洪水氾濫による被害の軽減のため、民間企業や福祉施設等と連携した指定避難所・指定緊急避難場所の確保

④ 要配慮者利用施設の指定

- ・地域防災計画における避難勧告等発令基準の妥当性の検討
- ・浸水想定区域内又は土砂災害警戒区域内にある要配慮者利用施設の市町村地域防災計画における速やかな指定

(4)その他

これまで実施してきた上記以外の避難・水防対策(水害BCPの促進、防災体制強化、浸水被害軽減地区の指定促進、多機関連携型タイムラインの運用、情報伝達・情報共有・情報提供、広域避難、防災意識の醸成、リスク共有、インフラ機能回復、避難行動、水防活動、排水活動に資する基盤整備等)についても、更なる充実を図るため、引き続き継続的に推進する。

① 水害BCPの促進

- ・地域の社会システムを円滑に回復するため、地域企業の水害BCP作成支援等の企業防災の取組推進
- ・地域の社会経済活動を継続するための大規模工場等への水害リスクの情報提供及び自衛水防(企業水防)の取組強化
- ・市町村庁舎や災害拠点病院等への情報伝達及び機能確保のための対策の充実

② 防災体制強化

- ・防災体制強化のため、水防活動の担い手となる水防協力団体の募集・指定を推進
- ・防災体制強化のため、各地区で防災推進員等による勉強会を実施し組織結成率を向上
- ・大規模災害に対してより広域的、効率的な水防団活動が実施できるよう水防団等関係者の協力内容等について検討・調整

③ 浸水被害軽減地区の指定促進

- ・浸水被害軽減地区の指定促進

④ 多機関連携型タイムラインの運用

- ・多機関連携型タイムラインの運用手引きの作成
- ・多機関連携型タイムラインの検証 ※大規模災害が発生した場合

- ・多機関連携型タイムラインの更新

⑤ 情報伝達・情報共有・情報提供

- ・迅速な災害情報入手のための交通事業者やインフラ事業者等と連携した情報提供の検討
- ・ICT を活用した洪水情報・大雨警報情報・土砂災害警戒情報の提供
- ・市町村庁舎や災害拠点病院等の施設関係者への情報伝達の充実
- ・迅速かつ円滑な防災対応のための水防団等への連絡体制の再確認と伝達訓練を実施
- ・確実な情報伝達のためのホットラインによる行政間の緊急連絡体制の確認・検討

⑥ 広域避難

- ・洪水氾濫による被害軽減のための広域避難を含めた避難計画の検討

⑦ 防災意識の醸成

- ・天下一五ヶ瀬かわまち創ろう会の構成員(河川協力団体、NPO、住民団体等)と連携した水防災教育、啓発活動の推進
- ・平時からの防災意識の醸成のためのテレビ、インターネット、ラジオ、広報誌等のマスメディアによる水防災活動の発信、防災 VR の活用
- ・水害の記憶の風化を防ぐための平成 17 年 9 月台風第 14 号等の水害教訓を伝承していく取組

⑧ リスク共有

- ・洪水時のリスク共有のための水防団や住民が参加した水害リスクの高い箇所の共同点検の実施
- ・氾濫時に人命や財産を守るための水防用資機材の再配置と充実化
- ・重要水防箇所の見直し及び水防資機材の確認

⑨ インフラ機能回復

- ・浸水時の迅速な社会インフラの機能回復のための緊急排水計画等の更新

⑩ 避難行動、水防活動、排水活動に資する基盤整備

- ・水防活動に活用する防災拠点の検討・整備
- ・災害対応や避難経路としての活用のための立体交差橋梁への緊急用接続用道路の検討・整備
- ・円滑な水防活動のための車両交換場所等の検討・整備
- ・ケーブルテレビ等を通じてみずからが水害リスク情報の収集が可能となるための水位計、量水標、河川カメラ、浸水センサー等の検討・整備
- ・安定した雨量・水位情報等を提供できるよう観測局等の機能の向上を図るとともに適切な維持管理に努める
- ・水門、樋門等の安全で確実な操作のための遠隔化
- ・水門・樋門等の操作状況が確認できる回転灯等の検討・整備

7. フォローアップ

各参加機関の取組については、必要に応じて、防災業務計画や地域防災計画、河川整備計画等に反映することなどによって説明責任を明確にし、組織的、計画的、継続的に取り組むこととする。

原則、本協議会を毎年出水期前に開催し、取組の進捗状況を確認し、必要に応じて取組方針を見直すこととする。また、実施した取組についても防災教育や訓練等を通じて習熟、改善を図る等、継続的なフォローアップを行うこととする。